

ベビーシッター利用支援について

1 目的

待機児童となっている児童等が、保育所等に入所できるまでの間、保育所等の代わりとして、東京都の認定を受けた認可外のベビーシッター事業者を利用する場合、その利用料の一部を都と区で助成することにより、待機児童数の減少に寄与する。

2 事業内容

(1) 利用対象者

待機児童の保護者：0～2歳児の待機児童の保護者

育児休業満了者：認可保育所の0歳児クラスに入所申込みをせず、1年間育児休業を満了した後、復職する保護者

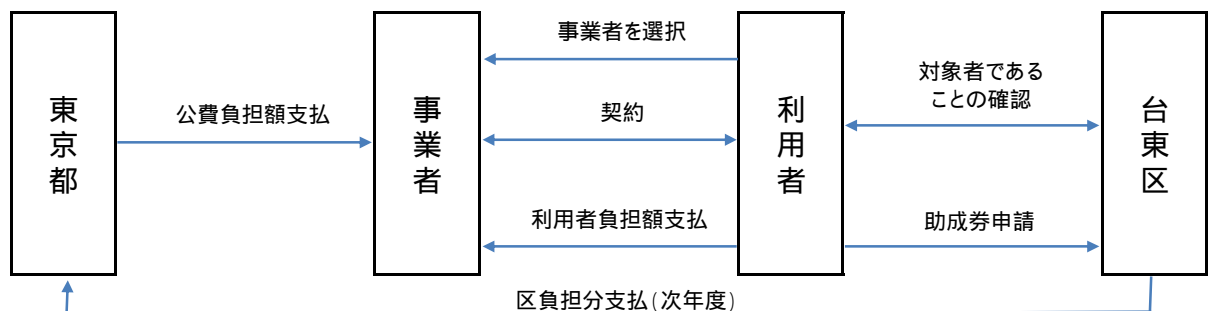
(2) 利用時間

月曜日から土曜日までの午前7時から午後8時までのうち、1日8時間かつ月160時間を上限

(3) 事業者の選定

東京都が定めた認定基準に基づき都が事業者を選定

(4) 利用の流れ



3 利用者等負担額

利用者負担額：1時間あたり250円(税込)

公費負担額：事業者が設定した額(上限2,160円/時間)から
250円/時間を差し引いた額

〔都区負担割合： 待機児童の保護者：都7/8・区1/8〕
育児休業満了者：都10/10

4 スケジュール

平成30年12月25日 窓口、ホームページ・チラシ等で周知開始

平成31年 2月 31年4月入園の不承諾者に案内を送付予定

平成32年 3月末 事業終了

事業の継続については、東京都の動向を踏まえ、決定する。